

四国中央市債権管理計画

(令和4年度～令和6年度)

令和5年2月

四国中央市

目 次

債権管理計画の策定の背景	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
四国中央市債権管理計画		
1. 目的	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
2. 基本方針	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
3. 債権の種類	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
4. 市債権の収入未済額の前年度比較	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
5. 債権管理における具体的な取組	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
6. 重点滞納債権の収納率の実績と目標	・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
<資料>		
主な債権名、賦課根拠、時効期間等一覧表	・・・・・・・・・・・・・・・・	P14

債権管理計画の策定の背景

社会情勢の急速な変化や市民ニーズの多様・複雑化、そして非常に厳しい財政状況の中にあつて、市政を着実に推進するためには、健全な財政基盤の下で行政を行うことが重要な課題となつているところです。市債権の管理にあたっては、その適正化に取り組み、未収債権の徴収強化を図っていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明な状況が続いており、感染症拡大防止と地域経済再生の両立を図りながら、急速な社会変容に対応した市政運営を進めるために、財源確保に向けた取組が一層求められているところです。

本市においては、平成 28 年度に債権管理対策室を設置、平成 29 年度に債権管理委員会を設立のうへ、債権管理の適正化を重点施策と位置づけて全庁的な取組を進めてきました。また、平成 31 年 4 月に「四国中央市債権管理条例」を施行、令和 2 年 1 月に債権管理計画（令和元年度～令和 3 年度）を策定し、一層の債権管理の適正化に取り組んできました。

<現状及び検証>

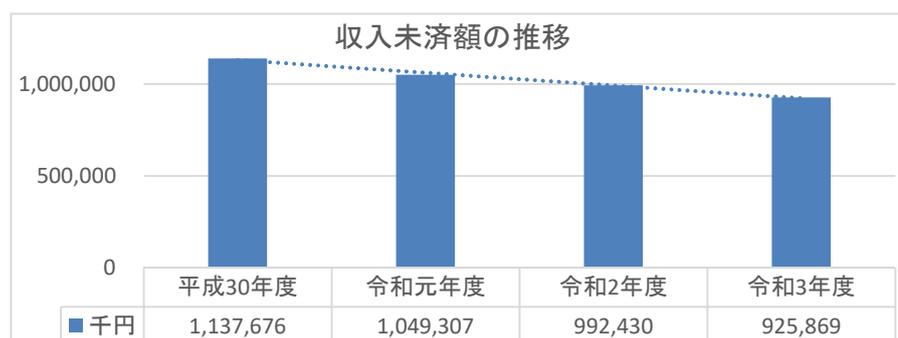
市債権の収入未済額は、毎年度減少傾向にあり、前計画策定の令和元年度以降の 3 年間で約 2 億 1 千万円（約 19%）減少し、令和 2 年度以降初めて 10 億円を下回りました。

全庁的に適正な債権管理の取組を実施したことにより、市税をはじめとする強制徴収公債権を中心に、ほとんどの債権が毎年収入未済額を縮減できています。令和元年度以降の 3 年間に於いて、強制徴収公債権のうち、市税が約 1 億 2 千万円（約 28%）、国民健康保険料が約 4.8 千万円（約 31%）、介護保険料が約 1.3 千万円（約 31%）、保育所保育料が約 0.6 千万円（約 87%）減少しています。また、私債権のうち、公営住宅使用料が約 1.5 千万円（約 19%）減少しています。

しかし、令和 3 年度決算における収入未済額の合計は約 9 億 3 千万円と、依然として高水準で推移している状況です。また、前計画で重点滞納債権と位置付けた 14 債権について、9 債権で収入未済額が減少する一方、5 債権では増加しており、令和元年度から令和 3 年度の目標収納率を毎年達成した債権は 5 債権のみとなっています。収入未済額の縮減については、全庁的な取組が一定の成果を上げているものの、今後も引き続き厳正な対応が求められています。

収入未済額の推移

債権名	収入未済額の内訳			
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
強制徴収公債権(A,B)	733,528,332	657,833,942	611,848,365	548,632,990
非強制徴収公債権(C)	14,464,034	5,819,884	5,498,002	6,210,733
私債権(D)	389,683,398	385,653,070	375,083,487	371,025,590
合 計	1,137,675,764	1,049,306,896	992,429,854	925,869,313



四国中央市債権管理計画

1. 目的

この計画は、本市が保有する債権の収納状況の検証及び徴収目標の設定によって、計画的に債権を管理し、目標達成に向けた各種取組を実施することにより、市民負担の公平性及び行財政の健全性を確保することを目的とします。

2. 基本方針

(1) 新たな未収債権の発生抑止

未収金の累積を防止するため、履行期限経過後の督促や催告、納付相談等、早期納付促進に向けた取組を推進し、現年度徴収の強化を図ります。また、納付の利便性を向上させるため、口座振替による納付の勧奨等を行います。

(2) 未収金の縮減

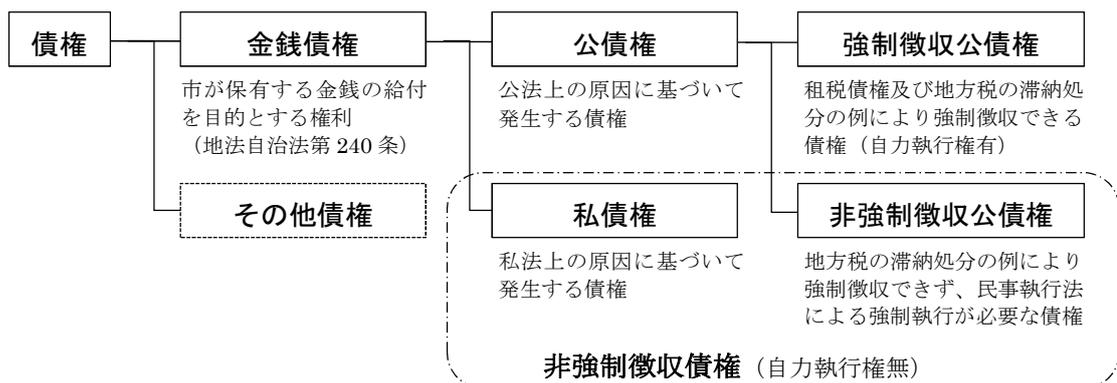
納付資力があっても納付しない債務者に対しては、滞納処分や強制執行等の法的措置を実施することにより、既存未収金の回収を促進します。一方、徴収努力を行ったにもかかわらず、回収が見込めない債権については、条例に基づき適正に債権放棄を行った後、不納欠損処理を行い、効率的な債権管理に努めます。

(3) 全庁一体となった取組の推進

四国中央市債権管理委員会において、各所管部局における債権管理の取組の総合的な調整を行います。また、債権管理に関する基本事項を記した「債権管理マニュアル」の活用及び庁内連携により、知識やノウハウを共有し、全庁的な債権管理の適正化、効率化を図ります。併せて、債権管理対策室による徴収困難債権の移管徴収を行い、債権回収の強化を行います。

3. 債権の種類

自治体が保有する債権は、地方自治法第 240 条第 1 項において“金銭の給付を目的とする権利”と規定される金銭債権で、債権の種類は、その法的性質から「公債権」と「私債権」に分類されます。公債権はさらに自力執行権の有無の違いにより「強制徴収公債権」と「非強制徴収公債権」に分類されます。その性質ごとに分類すると、次のように分類されます。



①公債権

(ア) 強制徴収公債権（市税） 債権区分：A

地方税法等の規定により差押等の滞納処分による徴収を行うことができる債権。

(イ) 強制徴収公債権（税外債権） 債権区分：B

地方税の滞納処分の例により処分することができる自力執行権を有する債権。地方自治法第 231 条の 3 第 3 項において、①分担金、②加入金、③過料、④法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入とされています。

<税外強制徴収債権の例>

○国民健康保険料、○介護保険料、○保育所保育料、○下水道使用料など

(ウ) 非強制徴収公債権 債権区分：C

強制徴収公債権に該当しない公債権をいいます。

<非強制徴収公債権の例>

○生活保護費返還金、○児童扶養手当返還金など

・公債権の場合、消滅時効の完成をもって債権が消滅します。

②私債権 債権区分：D

相手方との対等な関係に基づき締結される私法上の「契約」と解される行為により発生する債権をいいます。

<私債権の例>

○公営住宅使用料、○市有地貸付料、○水道料金など

・消滅時効が完成した場合、債務者からの時効の援用をもって債権が消滅します。

主な債権名、賦課根拠、時効期間等一覧表は、14 ページのとおりです。

4. 市債権の収入未済額の前年度比較

(1) 会計区分別 収入未済額

単位：円

会計区分		令和 2 年度 ①	令和 3 年度 ②	増減額 ②-①
一般会計		477,189,209	416,636,076	△60,553,133
特別会計	国民健康保険事業特別会計	110,168,438	108,946,711	△1,221,727
	後期高齢者医療保険事業特別会計	3,265,700	3,220,810	△44,890
	介護保険事業特別会計	31,481,800	29,024,500	△2,457,300
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	264,686,154	261,369,154	△3,317,000
	駐車場事業特別会計	9,444	9,444	0
企業会計	水道料金	105,629,109	106,662,618	1,033,509
	簡易水道料金			
	下水道事業受益者負担金			
	下水道使用料			
合計		992,429,854	925,869,313	△66,560,541

※ △はマイナスを表す

※ 下水道事業特別会計は平成 30 年度から企業会計

※ 簡易水道事業特別会計は令和 2 年度から企業会計

(2) 債権種類別 収入未済額

単位：円

債権名		令和2年度①	令和3年度②	増減額②-①
強制徴収公債権 A,B	市税 (一般会計)	370,564,812	311,910,174	△58,654,638
	生活保護費徴収金 (一般会計)	12,784,493	13,163,097	378,604
	保育所保育料 (一般会計)	2,275,510	852,100	△1,423,410
	行政代執行費用弁償金 (一般会計)	1,298,000	1,298,000	0
	国民健康保険料 (国民健康保険事業特別会計)	109,942,865	108,608,504	△1,334,361
	後期高齢者医療保険料 (後期高齢者医療保険事業特別会計)	3,265,700	3,220,810	△44,890
	介護保険料 (介護保険事業特別会計)	31,481,800	29,024,500	△2,457,300
	下水道事業受益者負担金 (企業会計)	513,870	2,194,920	1,681,050
	下水道使用料 (企業会計)	79,721,315	78,360,885	△1,360,430
	計	611,848,365	548,632,990	△63,215,375

単位：円

債権名		令和2年度①	令和3年度②	増減額②-①
非強制徴収公債権 C	生活保護費返還金 (一般会計)	4,975,402	5,302,633	327,231
	児童手当返還金 (一般会計)	0	60,000	60,000
	児童扶養手当返還金 (一般会計)	522,600	462,600	△60,000
	老人ホーム入所事業負担金 (一般会計)	0	385,500	385,500
	計	5,498,002	6,210,733	712,731

単位：円

債権名		令和2年度①	令和3年度②	増減額②-①
私債権 D	福祉医療費助成費不当利得返還金 (一般会計)	40,000	61,450	21,450
	福祉医療費助成費高額療養費返還金 (一般会計)	120,953	35,481	△85,472
	災害援護資金貸付金 (一般会計)	357,300	357,300	0
	臨時福祉給付金返還金 (一般会計)	151,000	139,000	△12,000

私 債 権 D	保育所給食費実費 徴収金	(一般会計)	75,500	108,855	33,355	
	放課後児童クラブ 保護者負担金	(一般会計)	10,000	10,000	0	
	緊急通報体制整備 事業自己負担金	(一般会計)	392	0	△392	
	市有地貸付料	(一般会計)	10,328,964	10,214,242	△114,722	
	緑地使用不当利得 返還金	(一般会計)	8,952,496	9,253,357	300,861	
	公営住宅使用料	(一般会計)	64,391,727	62,688,927	△1,702,800	
	公営住宅駐車場使 用料	(一般会計)	335,100	330,100	△5,000	
	飲料水供給施設水 道料金	(一般会計)	4,960	3,260	△1,700	
	療養給付費不当利 得返還金	(国民健康保険事 業特別会計)	203,373	268,207	64,834	
	高額療養費不当利 得返還金	(国民健康保険事 業特別会計)	22,200	70,000	47,800	
	住宅新築資金等貸 付金	(住宅新築資 金等貸付事業 特別会計)	264,686,154	261,369,154	△3,317,000	
	市営駐車場使用料	(駐車場事業 特別会計)	9,444	9,444	0	
	水道料金	(企業会計)	23,111,357	23,725,177	613,820	
	水道料金(土居地 域)	(企業会計)	2,166,164	2,260,053	93,889	
	簡易水道料金	(企業会計)	116,403	121,583	5,180	
	計		375,083,487	371,025,590	△4,057,897	
	合 計			992,429,854	925,869,313	△66,560,541

5. 債権管理における具体的な取組

基本方針のもと、以下の具体的な取組を行います。

(1) 各債権共通

<督促状・催告書の発送>

督促状は、納期限後 20 日以内の発送を徹底する。また、催告書は、債権管理マニュアルに基づき定期的な発送を実施する。

<時効の管理>

時効管理を徹底し、漫然と時効を迎えることのないようにする。時効を迎えると、公債権については債権消滅、私債権については時効の援用により債権が消滅することが考えられるため、各事案に応じて債務承認や滞納処分（強制徴収債権）、強制執行等の法的措置（非強制徴収債権）等により時効の更新措置を講じる。

<早期納付の促進>

納付相談や催告書発送時等において、延滞金（公債権）や遅延損害金等（私債権）について周知・説明を行い、早期完納及び納期内納付を促進する。また、口座振替を実施している債権については、口座振替を推進し、現年度収納率の向上に繋げる。

<納付誓約による分納管理>

納付折衝において分割納付となった場合は履行管理を徹底し、不履行があった場合は早期対応（文書・電話・訪問等）を行う。また、不履行者については本人の生活・財産状況の把握に努め、滞納処分（強制徴収債権）・強制執行等（非強制徴収債権）に進むか、徴収猶予や滞納処分の停止（強制徴収債権）・徴収停止（非強制徴収債権）を行うかを判断するなど、事案ごとの進行管理を行う。

<人材の育成、窓口・電話対応の強化>

債務者からの電話または来庁時において、生活・財産状況や連絡先を聴き取り、新たな滞納を発生させないための納付指導を行うなど、その後の債権回収を確実にできるよう努める。また、担当職員の対応スキル向上を図るために、債権管理対策室が中心となり庁内外において研修等を実施する。

<徴収の緩和制度の運用>

債務者が災害・生活困窮等により、猶予制度や滞納処分の執行停止（強制徴収債権）、徴収停止（非強制徴収債権）に該当すると認められる場合や、減免申請がなされた場合は、法令等に基づき適正に運用する。

<重点滞納債権への取組>

債権管理委員会において、特に債権回収に向けた重点的な対応が必要と判断された債権を重点滞納債権と位置付け、収納率の実績と目標値を掲載のうえ取組を強化することで、市全体の収納率向上に繋げる。

(2) 強制徴収公債権

<督促手数料・延滞金の完全徴収>

納期後の納付の際には、納期内納付者との公平性を保つためにも、法令に基づく督促手数料及び延滞金を請求し、徴収する。

<財産調査及び自力執行権による滞納処分>

滞納が発生したら、調査権に基づき預貯金、給与、不動産、保険、売掛金等について金融機関、勤務先、取引先等に対して財産調査を行い、債務者の財産把握に努める。催告を繰り返しても納付に至らない場合には、財産調査にて判明した財産について滞納処分(差押)を行う。市税においては従来から実施してきた債権回収のサイクルであるが、今後は庁内連携を強化し、税外強制徴収公債権にもそのノウハウを浸透させる。

また、全庁的な徴収強化を図るため、令和2年度より開始した債権管理対策室による徴収困難税外強制徴収公債権の移管徴収の取組を継続して行う。

<県下自治体等との連携の強化>

徴収困難債権(市税)について、愛媛地方税滞納整理機構及び愛媛県東予地方局へ移管し、徹底した財産調査や滞納処分を行う。また、愛媛県と相互に職員を派遣(併任)する取組を継続し、協力体制を強化することで税収確保を図る。

<消滅時効が完成した債権の不納欠損処理>

滞納整理事務においては適正な時効管理を行う必要があるが、時効期間満了や執行停止処分を経て消滅時効が完成した債権については、年度内に不納欠損処理により滞納整理事務を終了させる。

(3) 非強制徴収公債権

<財産調査(任意調査)、所在調査、相続人調査>

調査権限がないことから、納付折衝時に財産状況、勤務先等を聴き取るなど、財産の把握に努める。また、市外へ転出している債務者については、官公庁調査(住民票や戸籍等の請求)を行い、現住所を把握したうえで催告書を送付する等し、納付を促す。なお、債務者の死亡が判明した場合は、相続人を調査(戸籍調査)したうえで請求を行う。

<強制執行等の法的措置>

滞納額、連帯保証人の有無、収入・財産状況、滞納理由、納付意思等を総合的に判断し、効果的・効率的な債権回収方法(担保権の実行、強制執行、各種訴訟手続き等)を選択したうえで、各担当課にて法的措置を実施する。専門的知識を要することから、過去に実績のある債権を中心に随時担当者会を開き、そのノウハウを共有するなど、庁内連携の強化を図る。

<消滅時効が完成した債権の不納欠損処理>

滞納整理事務においては適正な時効管理を行う必要があるが、時効期間満了や徴収停止等を経て消滅時効が完成した債権については、年度内に不納欠損処理により滞納整理事務を終了させる。

(4) 私債権

<財産調査(任意調査)、所在調査、相続人調査>

調査権限がないことから、契約時や納付折衝時に財産状況、勤務先等を聴き取るなど、財産の把握に努める。また、市外へ転出している債務者については、官公庁調査(住民票や戸籍等の請求)を行い、現住所を把握したうえで催告書を送付する等し、納付を促す。なお、債務者の死亡が判明した場合は、相続人を調査(戸籍調査)したうえで請求を行う。

<担保の徴取、(連帯)保証人への請求>

(連帯)保証人を設定する場合は、収入・資産状況、保証意思確認を行い、債務者からの履行が見込めない場合は、(連帯)保証人に対して請求を行う。

<強制執行等の法的措置>

滞納額、連帯保証人の有無、収入・財産状況、滞納理由、納付意思等を総合的に判断し、効果的・効率的な債権回収方法(担保権の実行、強制執行、各種訴訟手続き等)を選択したうえで、各担当課にて法的措置を実施する。専門的知識を要することから、過去に実績のある債権を中心に随時担当者会を開き、そのノウハウを共有するなど、庁内連携の強化を図る。

<債権放棄や時効の援用等により消滅した債権の不納欠損処理>

滞納整理事務においては適正な時効管理を行う必要があるが、債権放棄や時効の援用等により消滅した債権については、年度内に不納欠損処理により滞納整理事務を終了させる。

6. 重点滞納債権の目標設定

以下の債権を重点滞納債権とし、今後3年間における収納率目標を定めます。

(目標収納率は、令和6年度までに達成すべき収納率とします。)

(1) 市税 強制徴収公債権 A 時効 5年

個人法人市民税、固定資産税、軽自動車税の合計額

単位：%

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4~6年度
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
現年度	99.10	99.08	99.10	99.06	99.10	99.31	99.31
滞線	29.90	27.92	29.90	33.23	29.90	36.06	36.06
合計	96.95	97.04	96.95	97.38	96.95	97.79	98.10

(2) 生活保護費徴収金 強制徴収公債権 B 時効 5年

本来の生活保護費支給額以上の支給を受けた場合、生活保護法第78条に基づき徴収する徴収金(不正受給の経緯が悪質なもの)

単位：%

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4~6年度
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
現年度	90.00	76.14	90.00	82.44	90.00	84.09	92.00
滞線	1.70	1.14	1.70	3.29	1.70	2.03	4.50
合計	31.14	21.99	31.14	21.76	31.14	21.63	25.95

(3) 保育所保育料 強制徴収公債権 B 時効 5年

保育所及び認定こども園の保育料

単位：%

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4~6年度
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
現年度	99.07	99.39	99.08	99.22	99.09	99.76	99.79
滞線	34.85	48.61	34.85	54.36	34.85	75.11	59.36
合計	97.20	97.91	95.74	97.37	96.33	99.32	99.62

※保育所、認定こども園使用料(公立)と保育所保護者負担金(私立)の合計額を保育所保育料とする

(4) 国民健康保険料 強制徴収公債権 B 時効 2年

主に自営業者や会社を退職した場合など、他の医療保険に属さない市民が加入する公的医療保険制度の保険料

単位：%

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4~6年度
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
現年度	94.93	95.58	95.23	96.57	95.23	96.39	96.50
滞線	48.05	46.95	48.05	46.11	48.05	38.14	44.00
合計	90.20	91.01	90.90	92.57	90.90	92.24	92.80

(5) 後期高齢者医療保険料 **強制徴収公債権 B** 時効 2 年

原則として 75 歳以上の市民が加入する医療制度の保険料

単位：%

区分	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4~6 年度
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
現年度	99.80	99.70	99.80	99.72	99.80	99.77	99.80
滞線	88.53	86.13	88.53	78.83	88.53	66.17	80.00
合計	99.70	99.65	99.70	99.64	99.70	99.64	99.68

(6) 介護保険料 **強制徴収公債権 B** 時効 2 年

介護保険サービスのために 65 歳以上の市民（第 1 号被保険者）が市に支払う保険料 単位：%

区分	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4~6 年度
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
現年度	99.10	99.20	99.10	99.32	99.10	99.34	99.40
滞線	14.90	14.11	14.95	18.63	15.00	13.28	15.20
合計	97.50	97.65	97.55	97.99	97.60	98.13	98.30

(7) 下水道事業受益者負担金 **強制徴収公債権 B** 時効 5 年

下水道整備区域内の受益者が負担する下水道整備費負担金

単位：%

区分	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4~6 年度
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
現年度	100.00	89.33	100.00	99.84	100.00	87.57	100.00
滞線	16.70	13.76	16.90	66.84	17.00	62.18	60.80
合計	94.12	87.90	94.13	96.37	94.14	86.79	98.50

(8) 下水道使用料 **強制徴収公債権 B** 時効 5 年

下水道施設の使用料金

単位：%

区分	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4~6 年度
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
現年度	91.20	90.30	91.40	90.48	91.60	90.48	91.00
滞線	96.30	94.67	96.70	95.20	97.00	95.24	95.90
合計	91.67	90.71	91.88	90.91	92.09	90.91	91.40

※平成 30 年度から企業会計

(9) 生活保護費返還金 **非強制徴収公債権 C** 時効 5 年

本来の生活保護費支給額以上の支給を受けた場合、生活保護法第 63 条に基づき返還を受ける返還金（不正受給の経緯が悪質でないもの）

単位：%

区分	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4~6 年度
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
現年度	93.00	94.43	93.00	90.89	93.00	94.24	97.00
滞線	10.00	8.55	10.00	12.41	10.00	6.02	15.00
合計	28.00	60.29	28.00	52.07	28.00	66.57	67.51

(10) 市有地貸付料 **私債権 D** 時効 5 年

市の所有する土地の貸付料

単位：%

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4～6年度
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
現年度	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
滞線	3.24	2.38	3.34	2.15	3.46	1.11	3.12
合計	54.72	54.10	55.56	53.50	56.43	52.96	57.39

(11) 緑地使用不当利得返還金 **私債権 D** 時効 5 年

市の所有する緑地を許可なく使用し、不当な利益を得た者（受益者）から返還を受ける返還金

単位：%

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4～6年度
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
現年度	-	-	-	-	-	-	-
滞線	1.14	0.004	1.15	0.004	1.17	0.004	0.20
合計	1.14	0.004	1.15	0.004	1.17	0.004	0.20

※令和元年度までは行政財産使用料（非強制徴収公債権）として管理

(12) 公営住宅使用料 **私債権 D** 時効 5 年

市営住宅の使用料

単位：%

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4～6年度
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
現年度	99.50	99.86	99.55	99.91	99.60	99.46	99.60
滞線	10.00	7.25	10.50	5.85	11.00	4.56	7.00
合計	79.11	78.23	80.45	79.33	81.73	79.50	80.50

(13) 住宅新築資金等貸付金 **私債権 D** 時効 10 年

国の施策に基づき、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住環境改善対策の一環として平成6年度までに貸付けられた住宅の改修や住宅新築促進に必要なとされる資金

単位：%

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4～6年度
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
現年度	-	-	-	-	-	-	-
滞線	1.55	1.23	1.55	1.25	1.55	1.25	1.30
合計	1.55	1.23	1.55	1.25	1.55	1.25	1.30

※現年度分については平成29年度で終了

(14)水道料金 **私債権 D** 時効 5 年

上水道使用料金（企業会計）

単位：%

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4～6年度
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
現年度	98.71	98.87	98.88	98.97	98.89	98.97	99.00
滞線	86.92	82.36	82.37	78.30	82.38	74.33	74.36
合計	98.55	98.64	98.65	98.69	98.66	98.65	98.68

(15)水道料金 **私債権 D** 時効 5 年

土居地域における上水道使用料金（企業会計）

単位：%

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4～6年度
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
現年度	98.77	98.98	98.99	99.01	99.00	98.96	98.99
滞線	87.86	90.44	90.45	92.28	90.46	89.91	89.94
合計	98.54	98.86	98.87	98.93	98.88	98.86	98.89

※ 企業会計（下水道受益者負担金、下水道使用料、水道料金）については、3月31日現在の決算数値である。

※ 4月10日納期の水道料金は、3月31日までに収納されていない分は未収金扱いとなる。

主な債権名、賦課根拠、時効期間等一覧表

強制徴収公債権

債権名	賦課根拠	強制徴収根拠	時効	時効根拠	時効の援用
市税	地方税法 2 ほか	地方税法 331 ほか	5	地方税法 18	不要
生活保護費徴収金	生活保護法 78①	生活保護法 78④	5	地方自治法 236①	不要
保育所保育料	・地方自治法 225(公立) ・子ども・子育て支援法 附則 6④(私立)	・児童福祉法 56⑦(公立) ・子ども・子育て支援法 附則 6⑦(私立)	5	地方自治法 236①	不要
行政代執行費用弁償金	行政代執行法 2	行政代執行法 6①	5	地方自治法 236①	不要
国民健康保険料	国民健康保険法 65	国民健康保険法 79 の 2	2	国民健康保険法 110①	不要
後期高齢者医療保険料	高齢者の医療の確保に関する法律 104	高齢者の医療の確保に関する法律 113	2	高齢者の医療の確保に関する法律 160①	不要
介護保険料	介護保険法 129	介護保険法 144	2	介護保険法 200①	不要
下水道事業受益者負担金	・都市計画法 75①(負担金) ・地方自治法 224(分担金)	・都市計画法 75⑤(負担金) ・地方自治法 231 の 3③(分担金)	5	地方自治法 236①	不要
下水道使用料	下水道法 20	地方自治法附則 6③	5	地方自治法 236①	不要

非強制徴収公債権

債権名	賦課根拠	強制執行根拠	時効	時効根拠	時効の援用
生活保護費返還金	生活保護法 63	地方自治法 240②	5	地方自治法 236①	不要
児童手当返還金	・民法 703 ・児童手当法	地方自治法 240②	5	地方自治法 236①	不要
児童扶養手当返還金	・民法 703 ・児童扶養手当法	地方自治法 240②	5	地方自治法 236①	不要
老人ホーム入所事業負担金	老人福祉法 10 の 4①、11、28①	地方自治法 240②	5	地方自治法 236①	不要

私債権

債権名	賦課根拠	強制執行根拠	時効 (※)	時効根拠	時効の 援用
放課後児童クラブ保護者負担金	・児童福祉法 6 の 3②、34 の 8 ・四国中央市放課後児童クラブ規則	地方自治法 240②	5	民法 166①	必要
市有地貸付料	・地方自治法 238 の 5① ・四国中央市公有財産管理規則	地方自治法 240②	5	民法 166①	必要
緑地使用不当利得返還金	民法 703	地方自治法 240②	5	民法 166①	必要
公営住宅使用料	・民法 601 ・公営住宅法 ・四国中央市営住宅条例	地方自治法 240②	5	民法 166①	必要
住宅新築資金等貸付金	民法 587	地方自治法 240②	5	民法 166①	必要
市営駐車場使用料	・民法 601 ・四国中央市駐車場条例	地方自治法 240②	5	民法 166①	必要
水道料金	・民法 555 ・四国中央市水道事業給水条例 ・四国中央市簡易水道事業等給水条例	地方自治法 240②	5	民法 166①	必要

※ 私債権の時効年数は、令和 2 年 4 月 1 日の改正民法施行後の年数を記載していますが、債権の発生原因たる法律行為（契約）日がそれ以前の場合は、根拠となる法律により時効年数が異なります。